

第 5 章

計画の実現に向けた方策

1. 都市づくりの推進に向けた取り組み

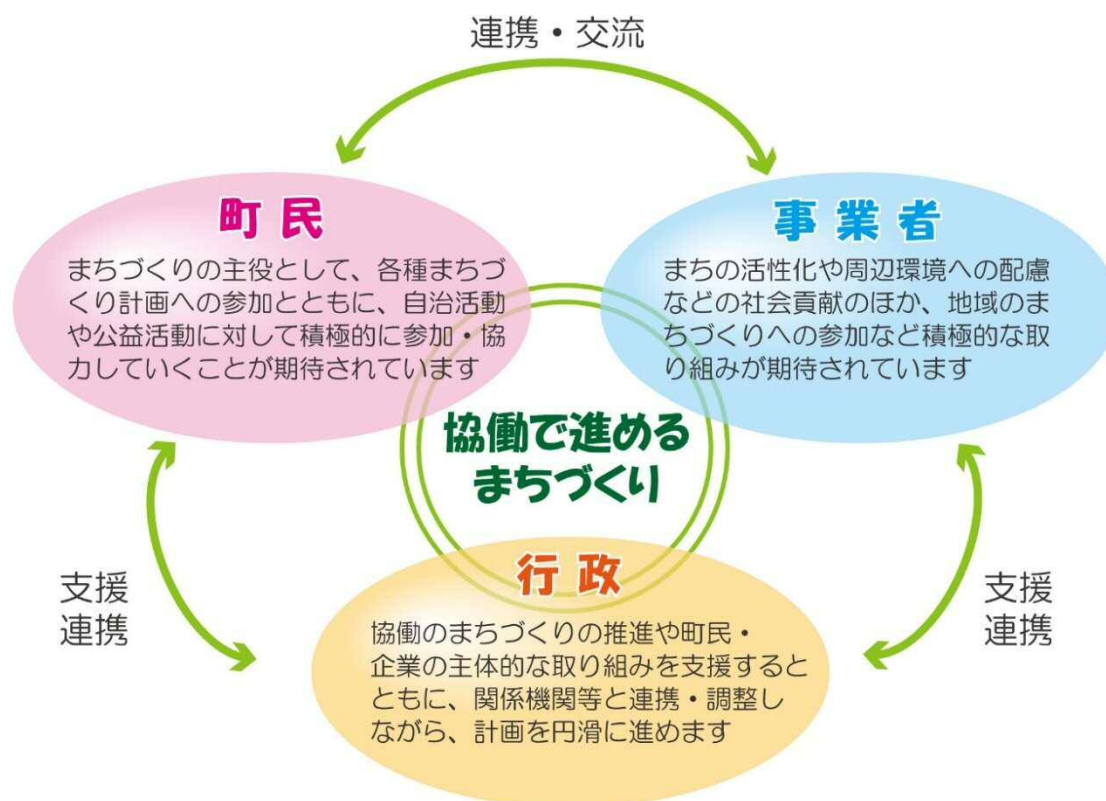
(1) 協働で進めるまちづくり

少子高齢社会の到来や人口減少の進行、地球環境問題の顕在化、高度情報化の進展、ライフスタイルの変化など、社会環境が急速に変化する中で、町民のニーズはより多様化しています。

厳しい財政状況のもとで町民ニーズに的確に対応した住み良いまちをつくるためには、町民、事業者、行政が「目指すまちの姿」を共有し、それぞれの役割を分担することに加え、様々な立場を超えて、互いに協力、連携し、協働でまちづくりを進めていくことが重要です。

そのために、町民、事業者、行政がまちづくりの課題を共有し、知恵と労力を提供し合いながらまちづくりを進める住民参加のしくみを構築し、連携の強化を図ります。

■ 協働で進めるまちづくりのイメージ



1) 町民の取り組み

- ・まちづくりの主役である町民は、各種まちづくり計画への参加をできる限り行うとともに、自治会やボランティア活動等の地域活動への参加をはじめ、身近な公園の管理や景観づくりなど、まちづくり活動へ積極的、自主的に参加することが重要です。

2) 事業者の取り組み

- ・事業者は、専門知識や技術、人材などを活用し、まちの活性化や環境保全につながる事業活動、地域活動を行い、まちづくりに積極的に協力し貢献していくことが重要です。
- ・事業者の専門的な技術や情報、資本など、民間活力を活かし、効率的な都市づくりに向けた連携を図ることが重要です。

3) 行政の取り組み

- ・まちづくり計画を協働で進めるために、計画づくりから多様な主体が参画できる仕組みを整えます。
- ・町民や事業者の主体的な取り組みに対して、技術的な支援やまちづくり活動を担う人材育成を進めます。
- ・まちづくりへの意識向上を目指し、課題や事業の進捗状況など、様々な情報提供を積極的に行います。また、町民や事業者のまちづくり活動への理解を深めるため、懇談会やシンポジウムなどを開催します。
- ・総合的、一体的なまちづくりを進めるため、関係機関や関係部署相互との連携や調整を図り、円滑な計画の推進に努めます。
- ・協働によるまちづくりの実現のため、地域のコミュニティの特性に即して、自助・共助の仕組みを踏まえたボトムアップ型のまちづくりに努めます。

(2) 都市づくりに関連する各種計画との連携と都市計画制度等への適用

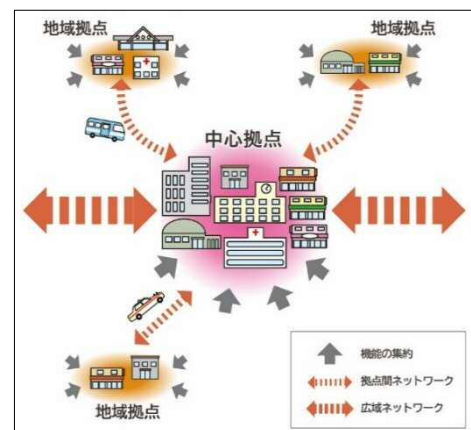
1) 各種計画との連携

本町の都市づくりに関連する計画として、本計画のほか、農業振興地域整備計画、景観計画、地域防災計画、地域福祉計画など多くの計画があり、これら各種計画との整合、連携を図ります。また、近年都市づくりにおいて重要性が高まっているコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、県や周辺市町村の動向も見据えつつ、地域公共交通計画の策定を推進し、立地適正化計画の策定に向けた検討を行います。

さらに、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、自動車交通から公共交通への転換を進め、ウォカブルなまちづくり※によって、まちなかににぎわいを創出することが求められています。

このため、国では「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）（令和2年9月7日施行）」により、市町村まちづくりが、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置づけることができることとしました。

それに基づき、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり（ウォカブルなまちなかの形成）を促進していることから、本町においても、国の「まちなかウォカブル推進プログラム」と連携したまちづくりの検討を進めます。



コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ
出典：那覇広域都市計画区域マスタープラン（変更案）R4.7



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのキーワード
出典：「まちなかウォカブル推進プログラム」（令和6年5月、国土交通省）

※ ウォカブルなまちづくり：人々が歩きやすい環境を整えることに焦点を当てた都市形成の一環です。このアプローチは、健康促進、交通渋滞の緩和、環境保護、そしてコミュニティのつながりを強化することを目指しています。

2) 都市計画制度等への適用

将来都市像を目指し、本計画に即したまちづくりを進めていくため、計画の実効性や事業の重要度などを総合的に勘案し、区域区分や用途地域、都市施設、市街地開発事業等、都市計画制度を適切に適用します。

また、良好な住環境の形成や市街地における貴重な緑の保全や管理を進めていくため、地区計画や建築協定、景観育成住民協定、緑地協定等を積極的に活用し、町民の主体的な取り組みを支援します。

(3) 広域連携や関係機関との連携体制の強化

本町が含まれる那覇広域都市計画区域は5市4町2村により構成されており、都市計画区域として一体の都市づくりを進めるため、関係市町村や沖縄県との連携を図ります。

また、西原町と与那原町との共同区域における大型 MICE 施設の建設計画や浦添市まで延長された沖縄都市モノレールと「てだこ浦西駅」の開業など隣接市町村の拠点形成との関わりが深いものがみられ、隣接市町村との役割を整理したうえで、連携やすみわけのあり方の検討に取り組みます。

本町において、新ごみ処理施設候補地として決定したことから、南部広域行政組合との連携により整備を推進します。

その他、国道や県道など広域幹線道路、導入が期待されている新公共交通システムなど、広域的な施設整備は、本町の都市づくりに密接に関連することから、国・県等の関係機関との連携を密にし、実現に向けた取組を促進します。

また、国は、地方創生を進める一視点として「産学官金労言士※」を挙げ産学官に加え、金融界、労働界、言論界（マスコミ）、「土業」を加えた地域の総合的連携の重要性を掲げており、地方創生は、地域活力の引き出し、持続可能な社会を実現するための国策であることから、本町においては、地方創生を加速させるため、地域のニーズに応じた施策を推進し、地域活性化に向け取り組みます。

(4) 社会の変化に対応した取組

1) 官民連携の推進

厳しい財政状況を踏まえ、これまで行政が担ってきた施設の整備、維持管理について民間活力の導入が期待されており、指定管理制度や民間活力・官民連携（PPP/PFI）など多様な整備・維持管理手法を導入し、都市づくりにおける官民連携を推進します。

2) 新たな技術や情報の活用による DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

G I S（地理情報システム）データ、ビッグデータなど都市に関わるデータについて、都市づくりの計画策定や各種活動に活用し、庁内業務の効率化を図るほか、町民や事業者がこれらのデータを収集し、これに基づいて地域の課題発見や、問題解決策を考えることのできる環境整備を検討します。また、これらの新たな技術や情報を活用し、自動運転等の次世代都市交通サービス提供や、気象情報と人流データを組み合わせたリアルタイムな防災対策など、都市づくりにおける DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組を推進します。

※ 産学官金労言士：国は、地方創生を進める一視点として「産学官金労言士」を挙げている。産は産業界、学は大学等の学界、官は行政を意味する。「産学官」は以前から使われていた。産学官に加え、地方創生が始まり、金という金融界、労は労働界、言は言論界（マスコミ）が追加された。さらに、近年は「土」が加わった。土とは弁護士や公認会計士、中小企業診断士などの「土業」を指している。

2. 重点的に整備を進めるべき地区・プロジェクト

将来都市像を実現するためには、「都市づくりに関連する各種計画との連携と都市計画制度等への適用」「広域連携や関係機関との連携体制の強化」「社会の変化に対応した取組」を行うとともに、各種整備手法により効果的かつ効率的な都市整備を図る必要があります。この観点から、まちづくりの目標に即して、重点的に整備を進めるべき地区及び施設を定め、これらの整備を先行的に推進していきます。

(1) 都市機能が適正に配置され、機能的に連携するまちづくり

1) 都市機能配置

- ・あるべき都市機能配置において、立地適正化計画策定検討の推進

2) 中心核の整備

- ・商業系用途地域指定や地区計画等により土地有効利用を推進
- ・旧庁舎跡地への商業施設誘致の促進
- ・土地利用検討地区（西原南小学校周辺地区）の今後の土地利用のあり方及び民間活力導入についての検討の推進

3) サブ核の整備

- ・沖縄都市モノレール「てだこ浦西駅」周辺への中高層住居系用途地域指定等による土地有効利用の推進
- ・土地利用検討地区（徳佐田地区・幸地地区）の今後の土地利用のあり方及び民間活力導入についての検討の推進
- ・中高層住宅の立地誘導

4) 交流拠点の整備

- ・大型M I C E施設周辺の土地有効利用の実現及び観光商業・宿泊施設等の立地誘導
- ・観光商業・宿泊施設用地の土地利用検討地区における土地利用のあり方及び民間活力導入についての検討の推進

5) 文教エリアの琉球大学医学部・病院移転跡地の活用

- ・琉球大学医学部・病院移転跡地の活用については、「跡地利用推進協議会」において検討中であり、土地利用の方向性が定まっていないため、土地利用検討地区とし、文教のまちにふさわしい教育・文化・研究施設等の立地に向けての取組の促進

6) 産業エリアへの工場立地の誘導

- ・土地利用計画に基づき、良好な環境を有する都市生産基盤を形成するため、需要に応じた市街化区域への編入、用途地域や地区計画の指定等を検討
- ・住居系と工業系との土地利用の隣接・混在抑制を念頭に置いた、適正な市街地拡大範囲の検討
- ・国道 329 号西原バイパス事業の伴う移転先確保のための工業地拡充の取組の推進

（２）移動しやすく利便性の高いまちづくり

１）公共交通整備

- ・あるべき公共交通において、地域公共交通計画策定の推進

２）シンボルロードの整備

- ・文教エリア、中心核、マリントウンエリアを結ぶシンボルロードの整備推進

３）無電柱化の整備

- ・災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、「西原町無電柱化推進計画（2025（令和7）年6月策定）」に基づき無電柱化の推進

（３）安全・安心、快適で住み易いまちづくり

１）面的整備事業

- ・中心核、サブ核及び交流拠点における土地区画整理事業等の検討

２）住環境整備

- ・立地適正化計画策定における「居住誘導地域」の設定（災害危険地域における居住禁止措置の設定）の検討
- ・工場等の移転・集約による住宅地としての土地利用の純化の推進

３）治水・浸水対策

- ・河川（洪水）については、水害リスク情報整備推進事業による「浸水想定区域図」及び「ハザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく河川事業の促進
- ・下水道（雨水出水）については、内水浸水リスクマネジメント推進事業による「浸水想定区域図」及び「ハザードマップ」の作成、それら情報整備に基づく避難行動に資する情報・基盤の整備、雨水管理総合計画の策定・整備の推進

４）住宅・建築物等の耐震化・不燃化

- ・住宅などの建築物に対して、耐震診断や耐震改修工事など、耐震化の支援（国・地方公共団体）の推進
- ・ブロック塀倒壊の恐れがある箇所においては、人的被害及び避難者や緊急車両の通行に支障も生じる可能性があることから、ブロック塀倒壊対策の啓発の推進

（４）環境に優しくうるおいあるまちづくり

１）小波津川の親水空間創出

- ・小波津川水系河川整備とあわせた親水空間の創出

２）広域対応の新ごみ処理施設の整備

- ・南部広域行政組合では、沖縄本島の南部に位置する6市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）において、新ごみ処理施設の建設を検討しており、本町小那覇地区が建設候補地として決定したことから、事業主体である南部広域行政組合との連携により整備を推進

3. 進行管理と計画の見直し

(1) 適切な進行管理

本計画の実現に向けて、地域の実情や緊急性などを踏まえて、重点施策や優先度の検討を行う必要があります。このことから、事業の進捗状況等を関係部署相互で共有するとともに、西原町まちづくり指針や実行計画と相互に調整し、適切な進行管理を行います。

(2) 計画の柔軟な見直し

本計画は、20 年間という長期的な視点に基づく計画であり、策定後の社会経済情勢、まちづくりの進捗状況の変化も予想されます。したがって、上位計画である那覇広域都市計画区域マスタープランや西原町まちづくり指針、国土利用計画の見直しとの整合を図りながら、状況の変化に応じて、住民参加のもと必要な見直しを行うこととします。